**平成２３年（フ）第３３号**
釧路市鶴野東３丁目31番１号
債務者　金岩　アキ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第３４号**
北海道釧路郡釧路町大字昆布森村字アチヨロベツ62番地
債務者　沖　みどり
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第１９７７号**
東京都中野区本町５丁目７－９－301
債務者　望月久美子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１９９５号**
埼玉県入間市大字寺竹557－１
債務者　佐藤　忠和
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第２０１７号**
東京都世田谷区等々力５丁目20－３
債務者　岡田ユキ子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１５１号**
東京都福生市加美平３丁目12番地１
債務者　猪瀬　順子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第７号**
石川県羽咋市的場町的場54番地
債務者　坂本　理佳（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２３年（フ）第６０号**
青森市大字新城字平岡258番地342
債務者　中村　琉子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４１４号**
大阪府摂津市南別府町９番１―701号
債務者　菊地まゆみ（旧姓能登）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８２２号**
大阪市淀川区加島１丁目57番３―302号
債務者　田住　宣洋
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８９２号**
大阪市住吉区南住吉１丁目23番20号　コーポ南住吉久保田201号
債務者　出水　秀代
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第６４号**
青森県上北郡野辺地町字赤坂19番地35
債務者　菊池　一郎
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第６５号**
青森県上北郡野辺地町字赤坂19番地35
債務者　菊池きよ子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１８９号**
青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂84番地２
債務者　古川　純也
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２２年（フ）第１９０号**
青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂84番地２
債務者　古川　せつ
1　決定年月日時　平成23年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係